

船員の健康証明書の検査項目

(1) 毎回実施するもの

- ① 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査
- ② 運動機能、視力、色覚、聴力及び握力の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、肺活量及び血圧の検査
- ④ 胸部エックス線検査

直接撮影又はミラーカメラを用いて行う間接撮影によること。

検査時前6月以内に船員労働安全衛生規則第32条第2項による検査(国土交通大臣の指定する衛生上有害な物を常時運送する船舶に乗り組んでいる者の6月毎に行う検査)を受けている場合は、検査しなくても良い。

- ⑤ かくたん検査
- ⑥ 検便(虫卵の有無の検査)
調理作業に従事する者に限ること。
調理作業に従事する者とは専ら調理を行うために雇入れられた者をいうが、直接、調理作業に従事する者以外の司ちゅう員等の供食関係者についても、できるだけ受けさせること。
- ⑦ 検尿(蛋白及び糖の有無の検査)

(2) 35歳以上の者に対し毎回実施するもの

- ① 検便(ヘモグロビンの有無の検査)
- ② 血糖検査
- ③ 心電図検査
- ④ 血中脂質検査(LDLコレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール)
- ⑤ 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)

(3) 医師が必要がないと認める場合に省略できるもの

以下の検査項目については、医師の判断によって省略することができる。

- ① 身長
25歳以上の者(ただし、省略した場合であっても船員手帳の再交付及び書換えを受けた後の最初の検査の際は、必ず前回の記録を転記すること。)に限る。
- ② かくたん検査
- ③ 検便(虫卵の有無の検査)
調理作業に従事する者以外の者